

## I-8) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

該当事項なし。

## I-9) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成しております。

当社は、2009年7月1日よりASC 105「一般に公正妥当と認められる会計原則」を適用しました。ASC 105により、米国証券取引委員会の規制等を除き、ASCが米国において唯一の権威ある一般に公正妥当と認められる会計原則となりました。

これにより、従来から連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項としていた7項目すべて、「市場性のある有価証券」、「たな卸資産」、「減価償却方法」、「税金」、「金融派生商品」、「のれん及びその他の無形固定資産」ならびに「未払退職年金費用」については、ASCに基づいて連結財務諸表を作成しております。

なお、「たな卸資産」は従来通り低価法により評価し、原価は主として平均法により計算しております。また、有形固定資産の「減価償却方法」は、これまで同様、日本国内に存する資産及び一部の海外子会社が所有する資産は主として定率法により、その他の海外子会社が所有する資産は定額法により計算しております。

2. 2010年3月31日現在の連結子会社は、国内20社、海外111社の計131社、持分法適用関連会社は、国内4社、海外4社の計8社です。
3. 下記項目につきましては、当決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため省略しております。

連結財務諸表に関する注記事項

- ・ リース取引
- ・ 関連当事者との取引
- ・ 税効果会計
- ・ 金融商品
- ・ 退職給付
- ・ スtock・オプション等
- ・ 企業結合等
- ・ 賃貸不動産
- ・ 資産除去債務

## I-10) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当社は、前述のとおりASC 105「一般に公正妥当と認められる会計原則」を適用しております。ASC 105の適用による当社の経営成績及び財政状態への重要な影響はありません。

当社は、ASC 810「連結」を当連結会計年度より適用しております。ASC 810は、親会社以外が保有する子会社における所有持分、親会社及び非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益の金額、親会社の所有持分の変動、及び子会社が連結対象外となったときの非支配持分投資の評価に関する会計処理及び報告の基準を規定しております。またASC 810は、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し、識別して開示することを要求しております。

ASC 810の適用により、従来、連結貸借対照表で負債の部及び資本の部から独立して表示していた少数株主持分を非支配持分として純資産の部を含めて表示し、また、連結損益計算書、連結資本勘定計算書ならびに連結キャッシュ・フロー計算書の表示を変更しております。過年度の連結財務諸表の一部は、当連結会計年度における連結財務諸表の表示にあわせて組替再表示しております。ASC 810の適用による当社の経営成績及び財政状態への重要な影響はありません。